

毒物及び劇物の運搬容器に関する基準—その1
 <液状のものを車両を用いて運搬する固定容器の基準>

| 項目 | 基準 | 番号 | |
|------|---|--|------|
| 車輛制限 | 単一車形式のもの（タンクローリ）又は被牽引車形式のもの（セミトレーラ）であること。 | 1 | |
| 固 | 材質及び板厚 | 厚さ3.2mm以上の鋼板(JIS G3101 SS400に適合)又はこれと同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料(JIS K6919又はこれと同等以上の耐薬品性を持つビニルエステル樹脂及びJIS R3411、R3412、R3415、R3416、R3417に適合するガラス繊維並びに表層に使用するサーフェシングマットから構成される強化プラスチック材料をいう。以下「強化プラスチック」という。)であること。 | 2-1 |
| | 構造 | 気密であること。 | 2-2 |
| | 水圧試験 | 圧力容器の場合、最大常用圧力1.5倍の圧力で、10分間行う水圧試験で、漏れ、変形しないこと。 圧力容器以外の場合、0.07MPaの圧力で、10分間行う水圧試験で、漏れ、変形しないこと。 | 2-3 |
| | マンホール等 | 上部にマンホールが設けられていること。 | 2-4 |
| | マンホール等 | マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2mmの鋼板又は同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料で作られていること。 | 2-5 |
| 定 | 防波板 | 容器の厚さが6mm（容器の直径又は長径が1.8以下にあっては、5mm）未満のもの又は強化プラスチック製容器については、次に定めるところにより設けること。 ① 容量が2,000L以上の容器に設けること。 ② 厚さ3.2mmの鋼板又は同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料であること。 ③ 内容物の振動により容易に湾曲しない構造であること。 ④ 容量3,000L以下ごとに移動方向と直角に設けること。 ⑤ 一箇所に設ける防波板の面積は移動方向に直角の断面積の40%以上であること。 ただし、厚さ3.2mmの鋼板又は同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料で作られた完全な間仕切りで容量4,000L以下ごとに仕切られている場合で、防波板が次の各条件のいずれにも適合するものはこの限りではない。 ① 容量が2,000L以上のタンク室（完全な間仕切りで仕切られた部分、以下同じ）に設けられていること。 ② 厚さ1.6mmの鋼板(JIS G3131 SPHCに適合する鋼板)又は同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料であること。 ③ 内容物の振動により容易に湾曲しない構造であること。 ④ タンク室内の二箇所に、その移動方向と平行に、高さ又は間仕切りからの距離を異にして設けられていること。 ⑤ 一箇所に設ける防波板の面積は、移動方向の最大断面積の50%以上（断面が円形又は短径が1m以下の円形の場合は40%以上）であること。 | 2-6 |
| 容 | マンホール、注入口のふた等付属装置が上部に突出している場合、次のとおり付属装置の損傷防止装置が設けられていること。ただし、被牽引自動車に固定された容器には、側面枠を設けないことができる。 | 2-7 | |
| | 厚さ2.3mmの鋼板又は同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料で作られていること。 | 2-8 | |
| | 通し補強板を行った底部の幅が120mm以上の山形又はこれと同等以上の強度を有する構造であること。 | 2-9 | |
| | 頂部は付属装置より50mm以上高いこと。ただし、同等以上の保護できる措置を講じたときは、この限りでない。 | 2-10 | |
| 器 | 側面損傷防止措置 | 次の図の基準を満たすこと。 固定容器の前端及び後端から1m以内で、かつ、固定容器の胴長の1/4の距離以内とする。 α : 35度以上 β : 75度以上 | 2-11 |

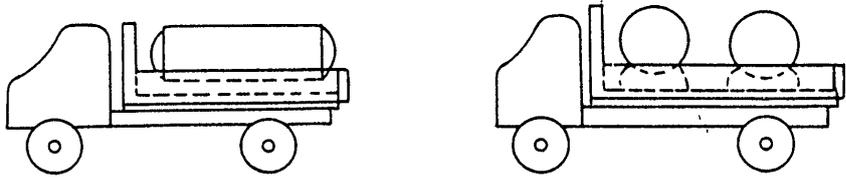
| 項目 | 基準 | 番号 | |
|-----------|--|--|------|
| 固定容器 | 外部からの荷重に耐えること。 取付け箇所には、当該側面枠にかかる荷重によって固定容器が損傷しないように補強すること。 | 2-12 | |
| | 固定容器と配管との接続部には元弁が設けられていること。 | 2-13 | |
| | 底弁 | 下部の元弁（以下「底弁」という。）については、非常時に閉鎖できる手動閉鎖装置を設けること。ただし、地上より容易に底弁が開閉できレバー手動閉鎖装置を設けないことができる。 | 2-14 |
| | | 底弁を設ける固定容器には、外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置が講じられていること。 | 2-15 |
| | 緊急レバー | 手前に引き倒すことにより手動閉鎖装置を作動させる緊急レバーが設けられていること。 | 2-16 |
| | | 緊急レバーは、固定容器の吐出口から離れた位置に設けられていること。 | 2-17 |
| | | 緊急レバーの間近に「緊急レバー手前に引く」の表示がされていること。 | 2-18 |
| | 腐食防止措置 | 固定容器及びその付属装置並びに配管の外側には、自然的作用による腐食防止措置が講じられていること。 | 2-19 |
| | | 固定容器及びその付属装置並びに配管において毒物劇物が接触するおそれのある箇所には、物性に応じた腐食防止措置が講じられていること。 | 2-20 |
| | 空間容積 | 毒物劇物を運搬する際、固定容器内には5%以上の空間を残すこと。ただし、防波板又は間仕切りを設けない固定容器にあっては、空間容積を5%以上20%以下とすること。 | 3 |
| 取扱い | 固定容器からタンクに注入するための作業用ホースには、当該タンクの注入口及び固定容器の配管と結合できる器具（以下「結合器具」という。）が備えられていること。 | 4-1 | |
| | 作業用ホース（結合器具を含む。以下同じ。）は、毒物劇物の物性に応じた耐食性を有し、かつ、注入するために十分な強度を有していること。 | 4-2 | |
| | 固定容器からタンクに毒物劇物を注入するときは、当該タンクの注入口及び固定容器の配管に作業用ホースを緊結すること。 | 4-3 | |
| 名称及び成分の表示 | 固定容器後部の鏡板又は車両後部の見やすい場所に掲げた表示板に、運搬する毒物又は劇物の名称及び成分の表示をすること。 | 5 | |
| 標識 | 別表の毒物又は劇物を1回につき5,000kg以上運搬する場合には、0.3m平方の板に地を黒色、文字を白色とした「毒」の標識を、車両の前後の見やすい箇所に掲げること。 | 6 | |
| 保護具 | 別表の毒物又は劇物を1回につき5,000kg以上運搬する場合には、運搬する毒物又は劇物に応じて定められた保護具を2人以上備えること。 | 7 | |
| 点検等 | 原則として毒物劇物を貯蔵しない状態で行われていること。 | 8-1 | |
| | 使用前点検 | 毒物劇物を積載する直前において、亀裂、腐食、漏洩の痕跡等の異常の有無を点検していること。 | 8-2 |
| | 定期点検 | 原則として、1年に1回以上定期点検表に基づいて行うこと。 | 8-3 |
| | | 点検記録を3年以上保存すること。 | 8-4 |
| | 修理等 | 異常が発見された場合は、直ちに必要な措置を講じること。 | 8-5 |
| | | 修理が完了したときは、その修復状態を確認した後に使用を開始すること。 | 8-6 |

注) 「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準—その1」が適用をされる場合

毒物(四アルキル鉛を含有する製剤を除く)又は劇物であって液状のものを内容積が1,000ℓ以上の容器(車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第8項に規定する車両を言う。))に固定された容器であって積載式以外のものに限る。以下「固定容器」という。)に収納して運搬する場合。

ただし、無機シアン化合物たる毒物(液体状のものに限る)又は弗化水素若しくはこれ含有する製剤を収納して運搬する場合の固定容器で内容積が1,000ℓ以上のものを除く。

毒物及び劇物の運搬容器に関する基準—その2
 <液状のものを車両を用いて運搬する積載式容器(タンクコンテナ)の基準>

| 項目 | 基準 | 番号 | |
|---------------------------------|--|---|-----|
| 車両制限及び車両への緊結方法 | <p>下図に示す例のもの若しくはこれらと同等性のある形式のものであること。</p>  <p>タンクコンテナは、車両のシャシフレームに最大総荷重の3倍のせん断荷重に耐えるボルト又は緊結装置で緊結できる構造であること。ただし、1回に運搬する毒物劇物の量が5,000kgを越える場合のタンクコンテナにあっては、緊結装置であること。</p> | 1 | |
| タ ン ク コ ン テ ナ | 材質及び板厚 | 厚さ3.2mm以上の鋼板(JIS G3101 SS400に適合)又はこれと同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料(JIS K6919又はこれと同等以上の耐薬品性を持つビニルエステル樹脂及びJIS R3411、R3412、R3415、R3416、R3417に適合するガラス繊維並びに表層に使用するサーフェシングマットから構成される強化プラスチック材料をいう。以下「強化プラスチック」という。)であること。 | 2-1 |
| | 構造 | 気密であること。 | 2-2 |
| | 水圧試験 | 圧力容器の場合、最大常用圧力1.5倍の圧力で、10分間行う水圧試験で、漏れ、変形しないこと。 圧力容器以外の場合、0.07MPaの圧力で、10分間行う水圧試験で、漏れ、変形しないこと。 | 2-3 |
| | マンホール等 | 上部にマンホールが設けられていること。 | 2-4 |
| | | マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2mmの鋼板又は同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料で作られていること。 | 2-5 |
| | 防波板 | <p>容器の厚さが6mm(容器の直径又は長径が1.8以下にあっては、5mm)未満のもの又は強化プラスチック製容器については、次に定めるところにより設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 容量が2,000L以上の容器に設けること。 ② 厚さ3.2mmの鋼板又は同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料であること。 ③ 内容物の振動により容易に湾曲しない構造であること。 ④ 容量3,000L以下ごとに移動方向と直角に設けること。 ⑤ 一箇所に設ける防波板の面積は移動方向に直角の断面積の40%以上であること。 <p>ただし、厚さ3.2mmの鋼板又は同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料で作られた完全な間仕切りで容量4,000L以下ごとに仕切られている場合で、防波板が次の各条件のいずれにも適合するものはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 容量が2,000L以上のタンク室(完全な間仕切りで仕切られた部分、以下同じ)に設けられていること。 ② 厚さ1.6mmの鋼板(JIS G3131 SPHCに適合する鋼板)又は同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料であること。 ③ 内容物の振動により容易に湾曲しない構造であること。 ④ タンク室内の二箇所に、その移動方向と平行に、高さ又は間仕切りからの距離を異にして設けられていること。 ⑤ 一箇所に設ける防波板の面積は、移動方向の最大断面積の50%以上(断面が円形又は短径が1m以下の円形の場合は40%以上)であること。 | 2-6 |
| | 防護枠 | <p>マンホール、注入口のふた等付属装置が上部に突出している場合、次の基準を満たす防護枠が設置されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚さ2.3mmの鋼板又は同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料で作られていること。 ② 通し補強板を行った底部の幅が120mm以上の山形又はこれと同等以上の強度を有する構造であること。 ③ 頂部は付属装置より50mm以上高いこと。ただし、同等以上の保護できる措置を講じたときは、この限りでない。 <p>ただし、箱状の枠に収納されるタンクコンテナ(以下「枠付きコンテナ」という。)で次の条件のいずれにも適合するものは、防護枠の規定を適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 枠付きコンテナの容器並びにマンホール及び注入口のふたが、厚さ6mm(当該タンクの直径又は長径が1.8m以下のものにあっては5mm)以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属製材料若しくは強化プラスチック材料で作られていること。 ② 箱状の枠が、積載最大数量の毒物劇物を積載した状態において、タンクの移動方向に平行した枠及び垂直の枠にあっては当該荷重の2倍以上、直角にある枠にあっては1倍以上の荷重に耐える強度を持つ構造であること。 ③ マンホール、注入口、タンク下部の元弁等が箱枠の外のり寸法より突出していないこと。 | 2-7 |

| 項目 | 基準 | 番号 | |
|---|--|--|------------------------------------|
| 固定容器 | 元弁 | タンクコンテナと配管との接続部には元弁が設けられていること。 | 2-8 |
| | 底弁 | 下部の元弁（以下「底弁」という。）については、非常時に閉鎖できる手動閉鎖装置を設けること。ただし、地上より容易に底弁が開閉できレバー手動閉鎖装置を設けないことができる。 | 2-9 |
| | | 底弁を設けるタンクコンテナには、外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置が講じられていること。 | 2-10 |
| | 緊急レバー | 手前に引き倒すことにより手動閉鎖装置を作動させる緊急レバーが設けられていること。 | 2-11 |
| | | 緊急レバーは、固定容器の吐出口から離れた位置に設けられていること。 | 2-12 |
| | | 緊急レバーの間近に「緊急レバー手前に引く」の表示がされていること。 | 2-13 |
| | 腐食防止措置 | タンクコンテナ及びその付属装置並びに配管の外側には、自然的作用による腐食防止措置が講じられていること。 | 2-14 |
| | | タンクコンテナ及びその付属装置並びに配管において毒物劇物が接触するおそれのある箇所には、物性に応じた腐食防止措置が講じられていること。 | 2-15 |
| | 空間容積 | 毒物劇物を運搬する際、タンクコンテナ内には5%以上の空間を残すこと。ただし、防波板又は間仕切りを設けない固定容器にあつては、空間容積を5%以上20%以下とすること。 | 3 |
| | 取扱い | タンクコンテナからタンクに注入するための作業用ホースには、当該タンクの注入口及びタンクコンテナの配管と結合できる器具（以下「結合器具」という。）が備えられていること。 | 4-1 |
| 作業用ホース（結合器具を含む。以下同じ。）は、毒物劇物の物性に応じた耐食性を有し、かつ、注入するために十分な強度を有していること。 | | 4-2 | |
| タンクコンテナからタンクに毒物劇物を注入するときは、当該タンクの注入口及びタンクコンテナの配管に作業用ホースを緊結すること。 | | 4-3 | |
| 名称及び成分の表示 | タンクコンテナ後部の鏡板又は車両後部の見やすい場所に掲げた表示板に、運搬する毒物又は劇物の名称及び成分の表示をすること。 | 5 | |
| 標識 | 別表の毒物又は劇物を1回につき5,000kg以上運搬する場合には、0.3m平方の板に地を黒色、文字を白色とした「毒」の標識を、車両の前後の見やすい箇所に掲げること。 | 6 | |
| 保護具 | 別表の毒物又は劇物を1回につき5,000kg以上運搬する場合には、運搬する毒物又は劇物に応じて定められた保護具を2人以上以上備えること。 | 7 | |
| 点検等 | | 原則として毒物劇物を貯蔵しない状態で行われていること。 | 8-1 |
| | 使用前点検 | 毒物劇物を積載する直前において、亀裂、腐食、漏洩の痕跡等の異常の有無を点検していること。 | 8-2 |
| | | 定期点検 | 原則として、1年に1回以上定期点検表に基づいて行うこと。 |
| | 点検 | 点検記録を3年以上保存すること。 | 8-4 |
| | | 修理等 | 異常が発見された場合は、直ちに必要な措置を講じること。 |
| | | | 修理が完了したときは、その修復状態を確認した後に使用を開始すること。 |

注) 「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準—その2」が適用をされる場合

毒物(四アルキル鉛を含有する製剤を除く)又は劇物であつて液状のものを、内容積が1,000ℓ以上の容器(車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第8項に規定する車両を言う。))に積載する容器に限る。以下「タンクコンテナ」という。)に収納して運搬する場合。

ただし、無機シアン化合物たる毒物(液体状のものに限る)又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤を収納して運搬する場合の固定容器で内容積が1,000ℓ以上のものを除く。

| | | |
|----------------------|--|--|
| 毒物及び劇物 | <ul style="list-style-type: none"> ・黄リン ・弗化水素及びこれを含有する製剤で液体状のもの ・塩化水素及びこれを含有する製剤で液体状のもの（塩化水素10%以下を含有するものを除く） ・クロルスルホン酸 ・ケイ弗化水素酸 ・ジメチル硫酸 ・硝酸及びこれを含有する製剤で液体状のもの（硝酸10%以下を含有するものを除く） ・発煙硫酸 | 保護手袋 保護長靴 保護衣 酸性ガス用防毒マスク |
| 劇物 | <ul style="list-style-type: none"> ・四アルキル鉛を含有する製剤 | 保護手袋(白色に限る) 保護長靴(白色に限る) 保護衣(白色に限る) 酸性ガス用防毒マスク |
| 取縮 | <ul style="list-style-type: none"> ・無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの | 保護手袋 保護長靴 保護衣 青酸用防毒マスク |
| 法施行規則 | <ul style="list-style-type: none"> ・アクリルニトリル ・アクロレイン ・クロルピクリン ・クロルメチル ・ニトロベンゼン ・ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤で液体状のもの(ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く) | 保護手袋 保護長靴 保護衣 有機ガス用防毒マスク |
| 別表第5 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンモニア及びこれを含有する製剤で液体状のもの(アンモニア10%以下を含有するものを除く) | 保護手袋 保護長靴 保護衣 アンモニア用防毒マスク |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・塩素 ・臭素 | 保護手袋 保護長靴 保護衣 普通ガス用防毒マスク |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・過酸化水素水及びこれを含有する製剤（過酸化水素 6%以下を含有するものを除く） ・水酸化カリウム及びこれを含有する製剤で液体状のもの（水酸化カリウム 5%以下を含有するものを除く） ・水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤で液体状のもの（水酸化ナトリウム 5%以下を含有するものを除く） ・硫酸及びこれを含有する製剤で液体状のもの（硫酸10%以下を含有するものを除く） | 保護手袋 保護長靴 保護衣 保護眼鏡 |
| 毒物及び劇物の運搬用器に関する基準別添3 | <ul style="list-style-type: none"> ・アクリルアミドを含有する製剤で液体状のもの ・塩素酸塩類を含有する製剤（爆発薬を除く）で液体状のもの ・重クロム酸塩類を含有する製剤で液体状のもの ・無水クロム酸を含有する製剤で液体状のもの | 保護手袋 保護長靴 保護衣 保護眼鏡 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・アニリン ・キシレン ・クレゾール及びこれを含有する製剤（クレゾール 5%以下を含有するものを除く） ・クロロホルム ・酢酸エチル ・四塩化炭素及びこれを含有する製剤 ・トルエン ・二硫化炭素及びこれを含有する製剤 ・フェノール及びこれを含有する製剤（フェノール 5%以下を含有するものを除く） ・メタノール ・メチルエチルケトン | 保護手袋 保護長靴 保護衣 保護眼鏡 有機ガス用防毒マスク |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・硼弗化水素酸 | 保護手袋 保護長靴 保護衣 保護眼鏡 酸性ガス用防毒マスク |

備 考

- 1 防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる。
 なお、「アニリン、クロロホルム、四塩化炭素及びこれを含有する製剤並びに二硫化炭素及びこれを含有する製剤」の「有機ガス防毒マスク」及び「硼弗化水素酸」の「酸性ガス用防毒マスク」については「空気呼吸器」を備えることが望ましい。
- 2 防毒マスクは隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は全面形のものに限る。
- 3 防毒マスクの吸収缶は、予備として有効期間内の未開封品を一人あたり二個以上備える。
- 4 保護眼鏡は、プラスチック製一眼型のものに限る。
- 5 保護手袋、保護長靴及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る。